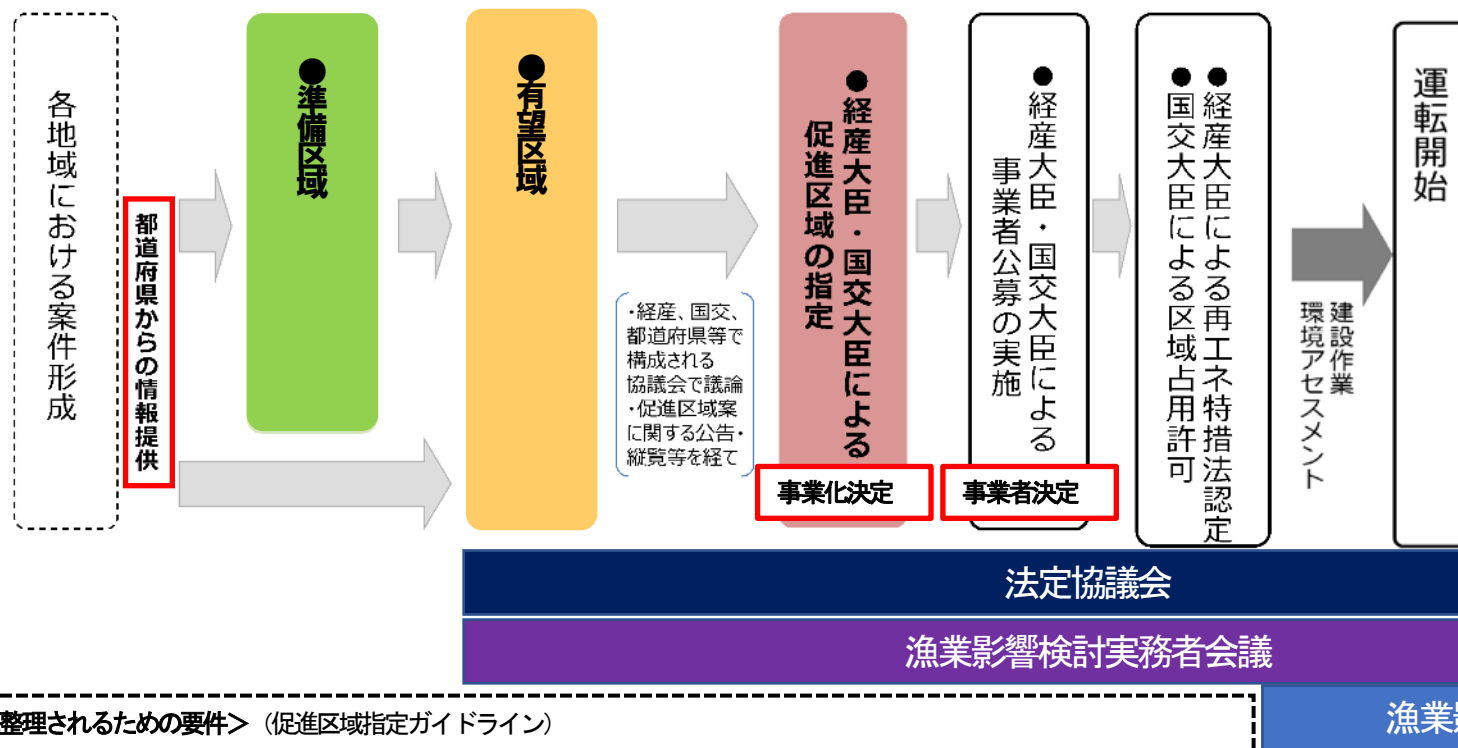


洋上風力発電に関する県の取組状況等について

令和8年6月30日
鹿児島県商工労働水産部
エネルギー対策課

● 国への情報提供について（令和7年4月）

- 令和7年4月に国へ情報提供した「いちき串木野市沖」については、同年10月に「準備区域」に整理。



<有望区域に整理されるための要件>（促進区域指定ガイドライン）

- ① 促進区域の候補地があること
- ② 利害関係者を特定し、協議会を開始することについて同意を得ていること（協議会の設置が可能であること）
- ③ 区域指定の基準（系統確保、風況等の自然的条件、航路・港湾との調整等）に基づき、促進区域に適していることが見込まれること

● 国における区域整理の結果（令和7年10月）

○ いちき串木野市沖を「準備区域」に整理する。

（主な理由）

関係省庁に意見照会した結果、国土交通省から「**シードライアルを行う際の想定海域の把握と、当該区域との重複の有無について確認**を行う必要がある。」「**貨物船**（外航貨物船の木材輸出を含む。）の入出港があり、これらの**関係者への十分な説明**が行われていない実態があり、**理解の促進が必要**」との意見が提出されたこと等を踏まえ、第三者委員会による審議の結果、**有望区域の要件を満たしていないと判断された。**

（留意事項）

現状では、地元自治体等による住民の理解醸成活動が不十分であることから、**地域住民に対する理解醸成にも取り組むこと。**

（関係省庁からの意見）※県で対応が必要なものを抜粋

省庁名	主な意見
国土交通省 （海事局）	- いちき串木野市沖における船舶航行の実態を踏まえ、航行路を考慮した区域の整理が必要である。 - 船舶が支障なく安全に航行できるよう、いちき串木野市沖における船舶交通のルール作り等が必要である。
国土交通省 （海上保安庁）	船舶（タンカーを含む）の航行に配慮した「風車設置計画」，「航行安全上の検討」が必要である。
国土交通省 （航空局）	民間訓練試験空域といちき串木野市沖に重複があることから、当該空域を使用する事業者に対し、洋上風力発電の取組状況を説明する必要がある。
水産庁	一部の漁業関係者が間接的な影響を懸念しているため、引き続き説明と調整が必要である。
総務省	地域の放送事業者（テレビ・ラジオ）に対して、風車の設置予定場所等の情報提供を行う必要がある。

⇒ **令和7年10月以降、県では、各省庁からの意見を踏まえ、令和8年度の情報提供に向けて、関係市町とも連携しながら、地元住民への理解醸成に取り組むとともに、利害関係者などとの必要な調整を実施。**

● 貨物船関係者及び造船事業者等との調整状況

月 日	取 組 内 容
11月10日	国土交通省・資源エネルギー庁訪問（貨物船関係者等への対応を協議）
12月22日	いちき串木野市内貨物船関係者・造船事業者訪問（8社） （甕島商船(株)、南薩砂利(株)、日本地下石油備蓄(株) ほか）
1 月14日	串木野海上保安部訪問
1 月19日	県内貨物船関係者訪問（2社）
1 月21日	鹿児島水先区水先人会訪問 ※串木野国家石油備蓄基地関係
1 月21～26日	県内貨物船関係者訪問（8社）
1 月27日	海運4団体訪問 （日本内航海運組合総連合会、日本船主協会、日本旅客船協会、日本外航旅客船協会）
2 月19日	第十管区海上保安本部訪問
2 月20日	県外貨物船関係者訪問（1社）

※ その他の県外事業者へはWeb説明・資料送付により説明・意見聴取

● 造船事業者への対応

【対象事業者の整理】

- いちき串木野市において、造船業に分類される 8 社の状況を確認
- 船舶の新造・修繕を行い、シートライアルを実施する事業者は、2社であった。

【訪問結果】

(主な意見)

- ・シートライアルを行う海域は、いちき串木野市沖の外側の海域(右図のとおり)である。
- ・主に使用する港は串木野漁港で、当該海域までの決まった航路はない。
- ・航路幅(風車間の距離)が1km程度あれば、取り扱う船舶の航行は十分可能である。
- ・県が進める洋上風力発電について、了解した。



出典: 海洋状況表示システム (<https://www.msil.go.jp/>) を加工して作成

● 貨物船関係者への対応①

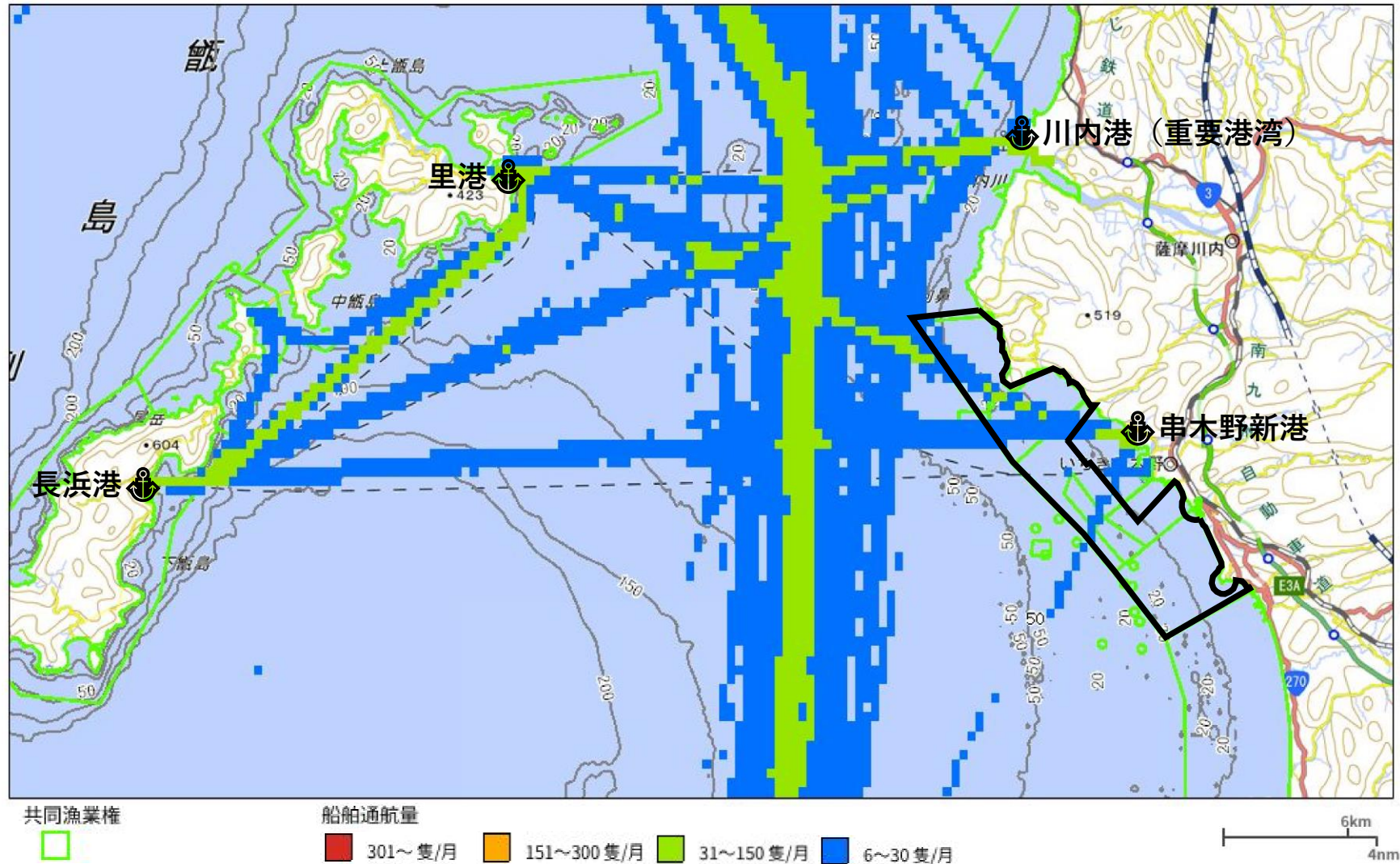
【対象事業者の整理】

- ① 串木野新港の港湾管理者に対し、令和５年度～令和７年度における港湾統計調査の報告義務者や港湾の係留施設の利用者を確認
 - ② 串木野漁港の漁港使用料徴収業務委託先である串木野市漁協に対し、令和５年度～令和７年度における漁船以外で漁港を利用する船舶運航者を確認
- ①、②に基づき、
- 周年利用がある者、利用頻度の多い者、今年度複数回の利用がある者などを整理
 - 対象事業者として整理した24社について訪問・Web・資料送付により説明・意見聴取

利用状況の区分	利用者数	利用者数	
		県内事業者	県外事業者
① 周年利用する者（港湾統計報告義務者）	10社	9社	1社
② 周年利用する者（①以外の者）	2社	2社	－
③ R7を含む複数年度の利用＋利用日数が多い者	4社	3社	1社
④ R5～7の連続した利用がある者	6社	2社	4社
⑤ R7に複数回の利用がある者	2社	2社	－
利用者計	24社	18社	6社

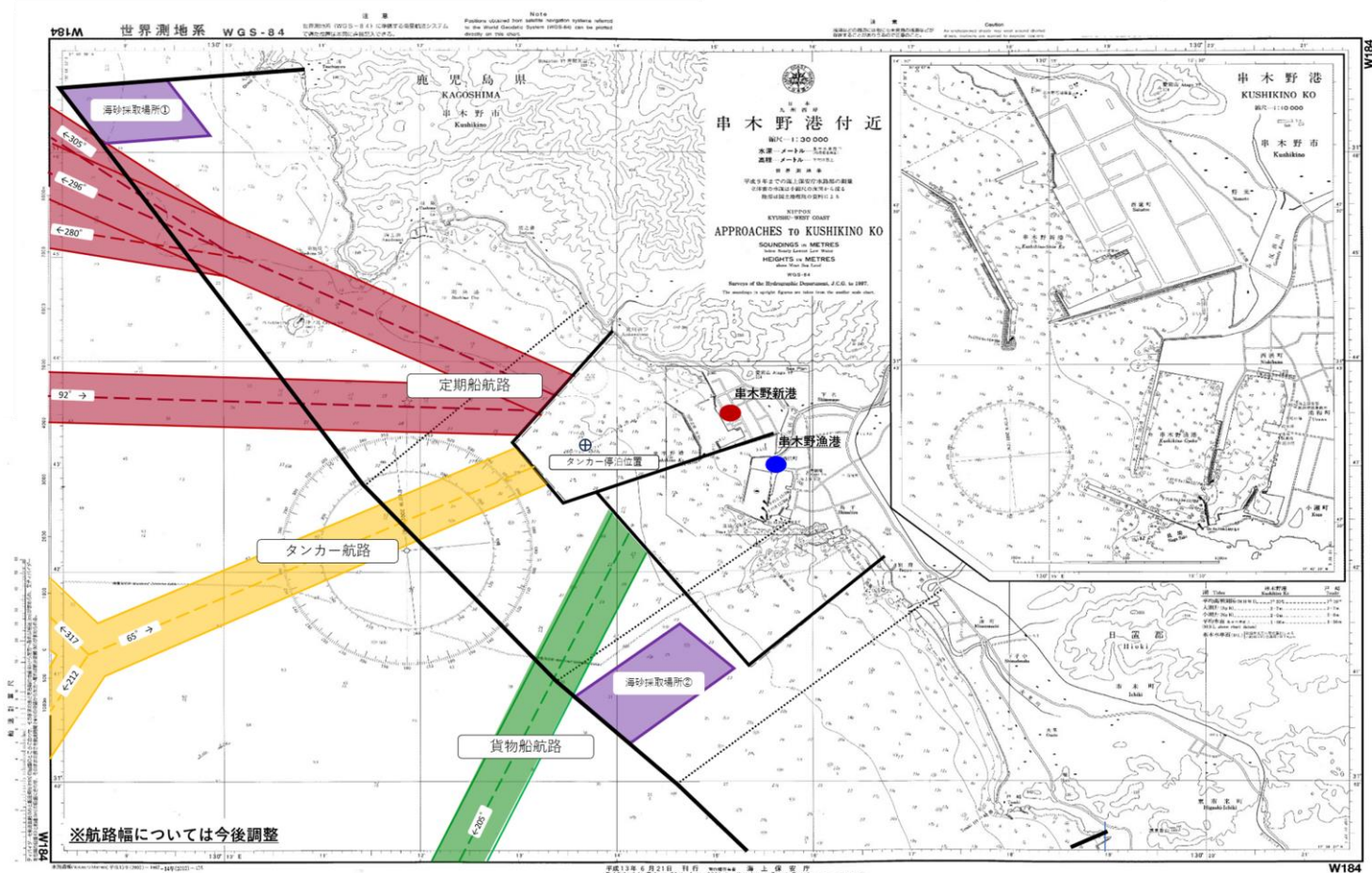
※ 県内事業者には造船事業者2社を含む。

● (参考) いちき串木野市沖における船舶通航量 (2020年12月)



（参考）いちき串木野市沖の区域内における航路等

- 海洋状況表示システムによる船舶交通量（2020年12月）のほか、甕島商船及び串木野国家石油備蓄基地から提供された定期船・タンカーの航路及び海砂の採取場所（県許可）をいちき串木野市沖に反映（当該区域図をもって貨物船関係者等へ説明を実施）



● 貨物船関係者への対応②

【訪問結果】

（いちき串木野市内貨物船関係者等の主な意見）

- ・ 航路は既存の定期船航路とほぼ同じであり、使用する船舶も小さく支障はない。いちき串木野市沖の洋上風力発電については全面的に協力したい。（貨物船使用者）
- ・ 船舶の運航において、南下の場合は既存の貨物船航路を、北上の場合は既存の定期船航路を使用する。航路幅が1 km程度あれば、航行は十分可能である。（工事用船舶使用者）
- ・ 現状は、既存の貨物船航路及び定期船航路を使用する。詳細な風車の設置位置や航路が整理された段階で情報を共有いただきたい。（貨物船使用者）
- ・ 航路は譲り合って対応が可能なため特段意見はないが、海砂採取区域は風車の設置場所から除外してもらいたい。いちき串木野市の発展のため協力したい。（海砂採取船使用者）

（県内外貨物船関係者の主な意見）

- ・ 工事用の重機の輸送のため、年に数回、串木野新港を利用する。航路は既存の定期航路とほぼ同じであり、特に影響はない。（県内工事用船舶使用者）
- ・ 工事用資材（砂利・採石等）運搬で串木野新港を利用する。主に既存の貨物船航路を航行しており、特に支障はない。洋上風力発電事業は、仕事が増える機会と捉えているので進めていただきたい。（県内貨物船・工事用船舶使用者）
- ・ 台風時の避難先として、年に数回、串木野新港や串木野漁港を利用するのみ。定期船等の航路や通れるところを航行するので、特に影響はない。（県内工事用船舶使用者）
- ・ 岸壁や荷捌き地の使用に影響がある場合は、代替場所の調整をお願いします。（県内貨物船使用者）
- ・ 現状は、既存の貨物船航路及び定期船航路を使用しており、特に支障はない。事業を進めるに当たっては、船舶航行の安全確保に十分配慮いただきたい。（県内貨物船使用者）
- ・ 家畜飼料の運搬のため、年間を通して、串木野新港を利用する。使用する船舶も小さく支障はないと考えているが、風車の建設工事の際に、荷捌き地が使えなくなり仕事ができなくなるといった状況は避けてほしい。（県外貨物船使用者）

● 串木野国家石油備蓄基地への対応

【訪問結果】

(主な意見)

- ・ 原油タンカーの串木野新港へのアプローチルート及び水先人の乗船位置は下図のとおりである。
- ・ 航路幅は1km程度あれば、航行は十分可能である。
- ・ 台風の際、防災船を串木野新港から川内港に避難させるが、概ね定期船航路と同じ航路を航行しており、調整も可能である。
- ・ 風車の設置位置や航路の情報について共有しながら進めてもらいたい。



● 航路を踏まえた区域図の作成及び船舶航行の安全確保

【航路を踏まえた区域図の作成】

○ 令和8年度予算における県事業の概要

（いちき串木野市沖に係る取組）

- ① フォトモンタージュ作成
- ② 経済波及効果の算定
- ③ 船舶交通量の調査及び調査結果に基づく区域図（航路反映）の作成※



令和8年度において、作成したいちき串木野市沖の区域図をもって、**再度、貨物船関係者等への説明**を実施
（令和8年11月頃～）

※ 公益財団法人日本海難防止協会作成の「洋上風力発電事業に係る航行安全対策ガイドブック（2基礎調査-22洋上風力発電設備設置海域周辺に関する現況の整理-222海上交通環境）」等を踏まえ、事業者への委託により作成する（予定）。

【船舶航行の安全確保】

- まずは、上記のとおり、**令和8年度において、**航路を反映したいちき串木野市沖の区域図をもって、貨物船関係者等への説明を行い、**区域に関する情報の共有と船舶航行についての意見聴取**を行う。
（必要に応じて、関係者の意見を踏まえ区域図を調整）
- そのようにして整理を行った区域図及び貨物船関係者等の意見を持って、国土交通省の協力を得ながら、**令和9年度以降、法定協議会の場において船舶航行の安全確保等について議論**を行いたい。

● 令和8年度 洋上風力発電検討事業の概要

● 洋上風力発電に関する研究会の開催

(1,270千円)

<目的>

洋上風力発電に関する現状・課題等の共有を図りながら、薩摩半島西方沖における国への情報提供の可能性について検討する。

➤ 関係者による個別の協議が基本

➤ 研究会（全体）の開催

○開催内容

関係者協議に係る経過報告、その他洋上風力発電の現状等の情報共有 等

○開催回数

2回程度

● いちき串木野市沖に係る取組

(25,124千円)

① フォトモンタージュ作成

② 経済波及効果の算定

③ 船舶交通量の調査及び調査結果に基づく区域図（航路反映）の作成

※ ①及び②の公表等を通じて、地域住民の理解醸成を図る。

令和8年度予算額 26,394千円

● 令和8年度 国への情報提供に係る対応について

<情報提供の受付期間>

令和8年4月7日（火）～6月5日（金）

※ 「準備区域」に整理された区域について、引き続き有望区域又は準備区域に整理されることを希望する場合には、内容を最新の情報に更新した上で改めて情報提供を行うことが必要

⇒ いちき串木野市沖について、各省庁の意見への対応や令和8年度の県事業の取組等の内容を反映し、**5月27日（水）に国に対し改めて情報提供を実施。**

● 情報提供書の主な内容

(1) 洋上風力発電事業を想定する区域の情報

- ① 所在地・面積：いちき串木野市沖（約6.7km²）
- ② 想定出力量
- ③ 促進区域の指定基準に係る情報（自然条件、利用港湾、系統確保等）
- ④ 利害関係者、自治体等との調整状況、発電事業者の活動状況
- ⑤ 関係部局の意見、地域の理解度、海洋環境等調査に関する情報

(2) セントラル方式によるサイト調査の希望の有無

国が行う現地サイト（風況、海底地盤、気象海象等）の調査について、県は当該区域の風況等の詳細データを有していないため、実施を希望している。

(3) 海洋環境等調査に係る関係者との調整状況